



2024計画作成よくあるご質問

1

【計画】 (年間) の「一時金の予定額算出方法」ページでチェックや金額を入力しても、表示されない。

画面の表示に不具合が確認されています。
入力後「登録」を押下することで正常に表示、集計がされます。

2

システムの見込み受取額とエクセル様式に表示される見込み受取額が異なる。

「まにしす」では、受取加算額の計算は受け取る金額から計算し、単位数を金額から逆算しています。

Excel様式では、単位数を入力し受取加算額が計算されています。
この計算過程が異なるため受取金額にズレが生じます。

令和6年度で加算区分を上位へ変更する場合の対応

上記計算過程の都合上、令和6年度で算定する区分が令和5年度より上位の場合に「実績受取加算額を登録」を利用すると見込の受取加算額と算出される単位数が小さくなってしまいます。

その場合には、厚労省様式にて単位数の修正を行ってください。

「基本情報入力シート」

「ひと月あたり介護報酬総単位数【単位】」にて入っている（システムから転記している）数字を削除し、事業所にて想定される「ひと月あたりの単位数」を直接入力してください。

システムの数値もそろえる場合には、様式で算出された見込額（旧3加算分）の数字を様式の数字へ打ち換えてください。

【計画】旧3加算

見込額入力【計画】

見込受取加算額入力



3

2024計画作成よくあるご質問

令和6年度からグループ毎の配分ルールがなくなったが、「職員のグループ」の設定があるのはどうしてか。

グループ間の配分ルールはなくなりましたが、新加算Ⅲ・Ⅳ(旧3加算の特定加算に該当する区分)を取得する場合には「「経験・技能のある介護職員」のうち1人以上は年額440万円以上であること」とする要件があるため、旧3加算同様に「職員のグループ」という考え方は存在しています。そのため、まにしすでも「職員のグループ」の設定を残しています。

4

見込支払額集計の「賃金改善後の賃金見込額」に出てくる金額が想定より金額が大きい。

見込支払額集計の「賃金改善後の賃金見込額」には不具合が生じており、調査を進めております(4/3現在)

しかしながらこの項目は計画書様式上、必要な事項ではなく、計画作成には支障ございません。

また年収440万円以上の要件に関しましては

【計画】(年間)

見込額入力

〔処遇改善加算用〕一時金の予定額算出方法

上記ページにて確認ができますので、ご参照ください。